

地域限定旅行業務取扱管理者試験問題

3科目

次の注意事項に従って解答してください。(全23ページ)

なお、本試験問題は、令和3年6月1日現在を基準としています。

〔注意事項〕

1. 答は、別の解答用紙(マークシート)に記入してください。
2. マークは濃度HBまたはBの鉛筆(シャープペンシルを含む。)を使用し、濃くきれいに塗りつぶしてください。
3. 印刷が不鮮明なものやページの欠落がありましたら取り替えますので、着席したまま手を挙げてください。
4. 試験終了後、この問題冊子は持ち帰ることができます。
5. 解答用紙(マークシート)は、必ず提出してください。白紙答案等の場合であっても、持ち帰ることはできません。
6. 解答用紙(マークシート)の記入にあたっては、次の例に従ってください。指示に従わない場合は、採点されません。

試験地、受験番号、氏名欄の記入例及び解答欄の記入例

〔記入例〕 試験地 東京都 受験番号 00539番 観光 次郎の場合

令和3年度 地域限定旅行業務取扱管理者試験 解答用紙

試験地	
東京都	<input checked="" type="radio"/>
大阪府	<input type="radio"/>

受験番号				
0	0	5	3	9
<input checked="" type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>	<input type="radio"/>
<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>

フリガナ	カンコウ ジロウ
氏名	観光 次郎

【注意事項】			
1. 「試験地」欄は該当箇所をマークしてください。			
2. 「受験番号」欄は受験番号の記入及びマークをしてください。			
3. マークは濃度HBまたはBの鉛筆(シャープペンシルを含む。)を使用し、濃くきれいに塗りつぶしてください。			
4. この解答用紙を汚したり、折り曲げたりしないでください。			
5. 解答用紙は必ず提出してください。持ち帰ることはできません。			
マーク	良い例	悪い例	<input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/>

指示があるまで開いてはいけません
問題の内容に関する質問にはお答えできません。

【配 点】

1 旅行業法及びこれに基づく命令

各4点×25問

2 旅行業約款、運送約款及び宿泊約款

各4点×24問

3 国内旅行実務

各4点×10問

1 旅行業法及びこれに基づく命令

以下の各設問について、該当する答を、選択肢の中からそれぞれ1つ選びなさい。

(1) 次の記述から、法第1条「目的」に定められているもののみをすべて選んでいるものはどれか。

- a. 旅行業等を営む者の業務を通じた地方創生と国民経済の発展
- b. 旅行業等を営む者の業務の適正な運営の確保
- c. 旅行業等を営む者の組織する団体の適正な活動の促進
- d. 旅行業等を営む者の適正な利潤の確保

ア. a, d イ. b, c ウ. b, c, d エ. a, b, c, d

(2) 報酬を得て、次の行為を事業として行う場合、旅行業の登録を要しないものはどれか。

- ア. 宿泊機関が、自ら経営する旅館の宿泊プランと他人の経営する観光バスによる市内観光をセットにして旅行者に販売する行為
- イ. ハイヤー会社が、自ら所有するハイヤーを使用した送迎サービスと、他人の経営する船舶会社のクルーズ船によるディナークルーズをセットにした旅行プランを旅行者に販売する行為
- ウ. イベント事業者が、旅行者の依頼により、他人の経営する宿泊機関及びスポーツの観戦チケットの手配を行う行為
- エ. 観光案内所が、他人の経営する観光施設の入場券と食事のセットプランを旅行者に販売する行為

(3) 登録業務範囲に関する次の記述から、正しいもののみをすべて選んでいるものはどれか（いずれも旅行業務取扱管理者の選任要件は満たされているものとする。）。

- a. 第2種旅行業者は、本邦外の企画旅行（参加する旅行者の募集をすることにより実施するものに限る。）以外のすべての旅行業務を取り扱うことができる。
- b. 第3種旅行業者は、拠点区域内における企画旅行（参加する旅行者の募集をすることにより実施するものに限る。）を実施することができる。
- c. 地域限定旅行業者は、一の企画旅行ごとに一の自らの営業所の存する市町村（特別区を含む。）の区域、これに隣接する市町村の区域及び観光庁長官の定める区域についてのみ、企画旅行を実施することができる。

ア. a, b イ. a, c ウ. b, c エ. a, b, c

(4) 次の記述のうち、旅行業又は旅行業者代理業の登録の拒否事由に該当しないものはどれか。

- ア. 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過していない者
- イ. 刑法の規定により罰金の刑に処せられ、その刑の執行が終わった日から5年を経過していない者
- ウ. 申請前5年以内に旅行サービス手配業務に関し不正な行為をした者
- エ. 旅行業者代理業を営もうとする者であって、その代理する旅行業を営む者が2以上であるもの

(5) 変更登録等に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

- ア. 第2種旅行業者が第1種旅行業への変更登録の申請をしようとするときは、その主たる営業所の所在地を管轄する都道府県知事に変更登録申請書を提出しなければならない。
- イ. 第3種旅行業者が主たる営業所の所在地を都道府県の区域を異なる所在地に変更したときは、その日から30日以内に、変更後の主たる営業所の所在地を管轄する都道府県知事に登録事項変更届出書を提出しなければならない。
- ウ. 旅行業者代理業者が地域限定旅行業への変更登録の申請をしようとするときは、その主たる営業所の所在地を管轄する都道府県知事に変更登録申請書を提出しなければならない。
- エ. 旅行業者等は、法人である場合であって、その役員の氏名に変更があったときは、その日から30日以内に、登録行政庁に変更登録申請書を提出しなければならない。

(6) 営業保証金に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

- ア. 旅行業者は、営業保証金の供託をしたときは、供託物受入れの記載のある供託書の写しを添付して、その旨を登録行政庁に届け出た後でなければ、その事業を開始してはならない。
- イ. 第3種旅行業の新規登録を受けた者が供託すべき営業保証金の額は、登録の申請時に添付した書面に記載した旅行業務に関する旅行者との年間取引見込額が400万円未満である場合にあっては、15万円である。
- ウ. 地域限定旅行業者が新規登録を受けたことにより営業保証金を供託する場合、国債証券をもって、営業保証金に充てることはできない。
- エ. 旅行業者が新たに営業所を設置したときは、その日から100日以内に、営業保証金を追加して、旅行業者の主たる営業所の最寄りの供託所に供託しなければならない。

(7) 旅行業務取扱管理者の選任に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- ア. 拠点区域内のもののみについて旅行業務を取り扱う地域限定旅行業者の営業所にあつては、地域限定旅行業務取扱管理者試験（当該営業所の所在する地域に係るものに限る。）に合格した者を当該営業所の旅行業務取扱管理者として選任することで足りる。
- イ. 本邦外の手配旅行を取り扱う第3種旅行業者の営業所にあつては、総合旅行業務取扱管理者試験に合格した者を当該営業所の旅行業務取扱管理者として選任しなければならない。
- ウ. 本邦内の企画旅行（参加する旅行者の募集をすることにより実施するものに限る。）の実施及びその他の本邦内の旅行のみについて旅行業務を取り扱う第2種旅行業者の営業所にあつては、総合旅行業務取扱管理者試験に合格した者を当該営業所の旅行業務取扱管理者として選任しなければならない。
- エ. 旅行業者等は、旅行業務取扱管理者について、5年ごとに旅行業務に関する法令、旅程管理その他の旅行業務取扱管理者の職務に関し必要な知識及び能力の向上を図るため、観光庁長官の指定する旅行業協会が実施する研修を受けさせなければならない。

(8) 次の記述のうち、旅行業務取扱管理者の職務として定められていないものはどれか。

- ア. 旅行に関する苦情の処理に関する事項
- イ. 法第 12 条の 5 の規定による書面の交付に関する事項
- ウ. 法第 12 条の 5 の 2 の規定による旅行業務取扱管理者の証明書の提示に関する事項
- エ. 法第 12 条の 10 の規定による企画旅行の円滑な実施のための措置に関する事項

(9) 旅行者から收受する旅行業務の取扱いの料金（企画旅行に係るものを除く。）に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

- ア. 旅行業者は、事業の開始後速やかに、旅行者から收受する旅行業務の取扱いの料金を定め、これをその営業所において旅行者に見やすいように掲示しなければならない。
- イ. 旅行業務の取扱いの料金は、契約の種類及び内容に応じて定率、定額その他の方法により定められ、旅行者にとって明確でなければならない。
- ウ. 旅行業者代理業者は、その営業所において、自ら定めた旅行業務の取扱いの料金を旅行者に見やすいように掲示しなければならない。
- エ. 旅行業者は、旅行業務の取扱いの料金を変更したときは、その旨を登録行政庁に届け出なければならない。

(10) 旅行業約款に関する次の記述から、正しいもののみをすべて選んでいるものはどれか。

- a. 旅行業者は、旅行業約款について国土交通省令・内閣府令で定める軽微な変更をしようとする場合は、登録行政庁の認可を受けることを要しない。
- b. 旅行業者が、観光庁長官及び消費者庁長官が定めて公示した標準旅行業約款と同一の旅行業約款を定めたときは、その旨を登録行政庁に届け出なければならない。
- c. 旅行業者等は、旅行業約款をその営業所において、旅行者に見やすいように掲示し、又は旅行者が閲覧することができるように備え置き、旅行者と旅行業務に関し契約を締結しようとするときは、旅行者に対し、旅行業約款を交付しなければならない。
- d. 旅行業者は、旅行者と締結する旅行業務の取扱いに関する契約に関し、旅行業約款を定め、登録行政庁の認可を受けなければならない。

ア. a, d イ. a, b, c ウ. b, c, d エ. a, b, c, d

(11) 旅行業者等が旅行業務に関し旅行者と契約を締結しようとするときの取引条件の説明及び取引条件の説明をするときに交付する書面に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

- ア. 旅行業者等は、旅行者に対し取引条件の説明をするときは、対価と引換えに法第 12 条の 5 に規定するサービスの提供を受ける権利を表示した書面を交付する場合にあっては、国土交通省令・内閣府令で定める事項を記載した書面を交付することを要しない。
- イ. 旅行業者等は、旅行者に対し、取引条件の説明をするときに交付する国土交通省令・内閣府令で定める事項を記載した書面に代えて、当該書面に記載すべき事項を国土交通省令・内閣府令で定める情報通信の技術を利用する方法で提供する場合においては、当該旅行者の承諾を得ることを要しない。
- ウ. 旅行業者等は、旅行者と旅行業務に関し契約を締結しようとするときに、当該旅行者に対し、国土交通省令・内閣府令で定める事項を記載した書面を交付した場合は、取引条件の説明を要しない。
- エ. 旅行業者等は、旅行者と企画旅行契約を締結しようとするときは、企画者の住所及び登録番号について説明しなければならない。

(12) 次の記述のうち、旅行業者等が旅行者と企画旅行契約を締結したときに交付する書面の記載事項として、定められていないものはどれか。

- ア. 契約の申込方法及び契約の成立に関する事項
- イ. 旅行者が旅行業者等に支払うべき対価及びその收受の方法
- ウ. 責任及び免責に関する事項
- エ. 旅行に参加する資格を定める場合にあっては、その旨及び当該資格

(13) 旅行業務取扱管理者の証明書の提示、外務員の証明書携帯等に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

- ア. 外務員の証明書は、当該証明書を携帯する者がその所属する旅行業者等の営業所において、旅行者から提示を求められたときは、これを提示しなければならない。
- イ. 旅行業者代理業者によって選任された旅行業務取扱管理者の証明書は、当該旅行業者代理業者の所属旅行業者が発行し、当該旅行業務取扱管理者に携帯させなければならない。
- ウ. 外務員とは、勧誘員、販売員、外交員その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、旅行業者等の役員又は使用人のうち、その営業所以外の場所でその旅行業者等のために旅行業務について取引を行う者をいう。
- エ. 旅行業者等は、旅行者と旅行業務に関し契約を締結しようとするときは、取引条件の説明にあたり、当該旅行業者等の営業所において選任された旅行業務取扱管理者に旅行業務取扱管理者の証明書を提示させたいうで、これを行わせなければならない。

(14) 企画旅行に参加する旅行者を募集するための広告に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- ア. 企画者以外の者の氏名又は名称を表示する場合にあっては、文字の大きさ等に留意して、企画者の氏名又は名称の明確性を確保しなければならない。
- イ. 広告には、当該企画旅行を実施する営業所の旅行業務取扱管理者の氏名を表示しなければならない。
- ウ. 広告には、旅程管理業務を行う者の同行の有無を表示しなければならない。
- エ. 旅行者が旅行者等に支払うべき対価が当該企画旅行の出発日より異なる場合において、その最低額を表示するときは、併せてその最高額を表示しなければならない。

(15) 誇大広告の禁止に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- ア. 旅行者等は、旅行地における旅行者の安全の確保に関する事項について、著しく事実に相違する表示をしてはならない。
- イ. 旅行者等は、業務の範囲、資力又は信用に関する事項について、実際のものよりも著しく優良であると人を誤認させるような表示をしてはならない。
- ウ. 旅行者等は、旅行者が旅行者等に支払うべき対価に関する事項について、実際のものよりも著しく有利であると人を誤認させるような表示をしてはならない。
- エ. 誇大広告の禁止に関する規定は、旅行者等が企画旅行（参加する旅行者の募集をすることにより実施するものに限る。）以外の旅行業務について広告をするときには適用されない。

(16) 企画旅行の円滑な実施のための措置に関する次の記述から、正しいもののみをすべて選んでい
るものはどれか。

- a. 旅行者は、本邦内の旅行であって、契約の締結の前に旅行者に対し、旅行地において旅行に関する計画に定めるサービスの提供を受けるために必要な手続の実施その他の措置を講じない旨を説明し、かつ、当該旅行に関する計画に定めるサービスの提供を受ける権利を表示した書面を交付した場合は、旅行地における企画旅行の円滑な実施のための措置を講じることがを要しない。
- b. 旅行者は、旅行に関する計画に定めるサービスの旅行者への確実な提供を確保するために、旅行の開始前に必要な予約その他の措置を講じなければならない。
- c. 旅行者は、本邦内の旅行にあっては、旅行に関する計画における2人以上の旅行者が同一の日程により行動することを要する区間における円滑な旅行の実施を確保するために必要な集合時刻、集合場所その他の事項に関する指示をすることを要しない。
- d. 旅行者は、参加する旅行者の募集をすることにより実施する旅行についてのみ、旅行地において旅行に関する計画に定めるサービスの提供を受けるために必要な手続の実施その他の措置を講じなければならない。

ア. a, b イ. a, c, d ウ. b, c, d エ. a, b, c, d

(17) 旅程管理業務を行う者のうち主任の者に関する次の記述から、正しいもののみをすべて選んでいるものはどれか。

- a. 旅行業者は、過去に旅行業務に関し不正な行為をした者を、いかなる場合も旅程管理業務を行う主任の者に選任することはできない。
- b. 旅程管理業務を行う主任の者に必要な実務の経験は、登録研修機関が実施する旅程管理研修の課程を修了した日から1年以内に1回以上の旅程管理業務に従事した経験に限られる。
- c. 本邦外の企画旅行に関して旅程管理業務を行う主任の者に選任されるために必要な実務の経験には、本邦内の企画旅行に同行して旅程管理業務に従事した経験は含まれない。
- d. 旅程管理業務を行う主任の者の指導による旅程管理業務に相当する実務の研修を受けた経験は、当該研修を受けた地域を目的地とする旅行に係る旅程管理業務に従事した経験とみなされる。

ア. a, b イ. c, d ウ. a, b, d エ. a, b, c, d

(18) 法第13条「禁止行為」及び法第14条「名義利用等の禁止」に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- ア. 旅行業者等は、旅行業務に関し取引をした者に対し、その取引によって生じた債務の履行を不当に遅延する行為をしてはならない。
- イ. 旅行業者等は、営業の貸渡しその他いかなる方法をもってするかを問わず、旅行業又は旅行業者代理業を他人にその名において経営させてはならない。
- ウ. 旅行業者等は、旅行地において施行されている法令に違反するサービスの提供を受けることをあつせんする広告をしても、その提供を受けることに関し便宜を供与しなければ禁止行為に該当しない。
- エ. 旅行業者等は、旅行業務に関し取引をする者に対し、その取引に関する重要な事項について、故意に事実を告げず、又は不実のことを告げる行為をしてはならない。

(19) 受託契約に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

- ア. 旅行業者代理業者は、所属旅行業者の承諾がある場合に限り、他の旅行業者との間で、自ら受託契約を締結することができる。
- イ. 旅行業者は、他の旅行業者が実施する企画旅行（参加する旅行者の募集をすることにより実施するものに限る。）について、複数の他の旅行業者と受託契約を締結することはできない。
- ウ. 委託旅行業者及び受託旅行業者は、受託契約において、委託旅行業者を代理して企画旅行契約（参加する旅行者の募集をすることにより実施するものに限る。）を締結することができる受託旅行業者の営業所を定めておかなければならない。
- エ. 旅行業者は、他の旅行業者が実施する企画旅行（参加する旅行者の募集をすることにより実施するものに限る。）について、代理して企画旅行契約を締結する場合にあっては、当該他の旅行業者を所属旅行業者とする旅行業者代理業の登録を受けなければならない。

(20) 旅行業者代理業者に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- ア. 旅行業者代理業者は、旅行業務に関し取引をしようとするときは、所属旅行業者の氏名又は名称及び旅行業者代理業者である旨を取引の相手方に明示しなければならない。
- イ. 旅行業者代理業者の登録は、所属旅行業者の登録の有効期間が満了したことによりその登録が効力を失い、旅行業の登録が抹消されたときは、その効力を失う。
- ウ. 所属旅行業者は、旅行業者代理業者が旅行業務につき旅行者に加えた損害を賠償する責めに任ずるが、当該所属旅行業者がその旅行業者代理業者への委託につき相当の注意をし、かつ、その旅行業者代理業者の行う旅行業務につき旅行者に加えた損害の発生の防止に努めたときは、この限りではない。
- エ. 旅行業者代理業を営もうとする者は、100万円以上の財産的基礎を有していなければ、新規登録を拒否される。

(21) 次の記述のうち、法第18条の3「業務改善命令」として、定められていないものはどれか。

- ア. 旅行業協会の保証社員になること。
- イ. 企画旅行の円滑な実施のための措置を確実に実施すること。
- ウ. 旅行業務の取扱いの料金を変更すること。
- エ. 旅行業約款を変更すること。

(22) 登録の取消し等に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- ア. 旅行業者等が旅行業法若しくは旅行業法に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したときは、当該旅行業者等に対し、6月以内の期間を定めて業務の全部又は一部の停止を命じることができる。
- イ. 旅行業者等が登録を受けてから1年以内に事業を開始せず、又は引き続き1年以上事業を行っていないと認めるときは、当該旅行業者等の登録を取り消すことができる。
- ウ. 旅行業者等が旅行業の登録当時、旅行業法の規定に違反して罰金の刑に処せられ、その執行を受けることがなくなった日から5年を経過していないことが判明したときは、当該旅行業者等に対し、6月以内の期間を定めて業務の全部又は一部の停止を命じることができるが、登録を取り消すことはできない。
- エ. 旅行業者が不正の手段により旅行業の有効期間の更新の登録を受けたときは、当該旅行業者の登録を取り消すことができる。

(23) 旅行サービス手配業に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- ア. 旅行サービス手配業の登録の有効期間は、登録の日から起算して5年である。
- イ. 旅行サービス手配業者は、旅行サービス手配業務を他人に委託する場合には、他の旅行サービス手配業者又は旅行業者に委託しなければならない。
- ウ. 旅行サービス手配業務取扱管理者は、他の営業所の旅行サービス手配業務取扱管理者となることができない。
- エ. 旅行サービス手配業者が法人である場合にあっては、その代表者の氏名に変更があったときは、その日から30日以内に、国土交通省令で定める書類を添付して、その旨を主たる営業所の所在地を管轄する都道府県知事に届け出なければならない。

(24) 次の記述のうち、旅行業協会が適正かつ確実に実施しなければならない業務として定められているものはどれか。

- ア. 旅行需要を喚起するための諸施策
- イ. 旅行業務又は旅行サービス手配業務の適切な運営を確保するための旅行業者等又は旅行サービス手配業者に対する立入検査
- ウ. 旅行業務又は旅行サービス手配業務の取扱いに従事する者に対する研修
- エ. 旅行業務に関し社員である旅行業者又は当該旅行業者を所属旅行業者とする旅行業者代理業者若しくは旅行サービス手配業者と取引をした者に対し、その取引によって生じた債権に関し弁済をする業務

(25) 旅行業協会が行う苦情の解決に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

- ア. 旅行業協会は、苦情の解決に関する申出、当該苦情に係る事情及びその解決の結果について旅行業協会の社員及び社員以外の旅行業者等に周知させなければならない。
- イ. 旅行業協会の社員は、旅行業協会から苦情の解決について必要な資料の提出を求められたときは、必ずこれに応じなければならない。
- ウ. 旅行業協会は、旅行者又は旅行に関するサービスを提供する者から旅行業協会の社員が取り扱った旅行業務に関する苦情について解決の申出があったときは、当該社員に対し、その解決のための方法を明示しなければならない。
- エ. 旅行業協会は、旅行者又は旅行に関するサービスを提供する者から旅行業者等が取り扱った旅行業務に関する苦情について解決の申出があったときであって、当該申出に係る苦情の解決について必要があると認めるときは、当該旅行業者等に対し、資料の提出を求めることができる。

2 旅行業約款、運送約款及び宿泊約款

1. 標準旅行業約款に関する以下の各設問について、該当する答を、選択肢の中からそれぞれ1つ選びなさい。

(1) 募集型企画旅行契約の部「適用範囲」「旅行契約の内容」「手配代行者」に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- ア. 旅行業者が法令に反せず、かつ、旅行者の不利にならない範囲で書面により特約を結んだときは、その特約が約款に優先して適用される。
- イ. 旅行業者は、契約において、旅行者が旅行業者の定める旅行日程に従って、運送・宿泊機関等の提供する運送、宿泊その他の旅行に関するサービスの提供を受けることができるように、手配し、旅程を管理することを引き受ける。
- ウ. 旅行業者は、契約の履行に当たって、手配の全部又は一部を本邦内又は本邦外の他の旅行業者、手配を業として行う者その他の補助者に代行させることがある。
- エ. 旅行業者が旅行者との間で締結する契約において、約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によるが、ここでいう法令とは、旅行業法及び内閣府・国土交通省令に限られる。

(2) 募集型企画旅行契約の部「契約の申込み」「電話等による予約」に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- ア. 通信契約の申込みをしようとする旅行者は、申込みをしようとする募集型企画旅行の名称、旅行開始日、会員番号その他の事項を旅行業者に通知しなければならない。
- イ. 旅行者が旅行の参加に際し、特別な配慮を必要とする旨を契約の申込時に申し出たときは、旅行業者は可能な範囲内でこれに応じ、この申出に基づき、旅行業者が旅行者のために講じた特別な措置に要する費用は、旅行者の負担とする。
- ウ. 旅行業者が提携するクレジットカード会社の会員である旅行者から電話等による契約の予約を受け付け、その予約の承諾の旨を通知した後、旅行業者が定める期間内に、当該旅行者から決済に用いるクレジットカードの会員番号等の通知があったときは、契約の締結の順位は、会員番号等の通知の順位による。
- エ. 旅行業者は、電話、郵便、ファクシミリ、インターネットその他の通信手段による契約の予約を受け付ける。この場合、予約の時点では契約は成立していない。

(3) 募集型企画旅行契約の部「契約締結の拒否」に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- ア. 旅行者が他の旅行者に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあるとき、旅行業者は、契約の締結に応じないことがある。
- イ. 旅行業者があらかじめ明示した性別、年齢、資格、技能その他の参加旅行者の条件を旅行者が満たしていないとき、旅行業者は、契約の締結に応じないことがある。
- ウ. 旅行業者は、業務上の都合があるとの理由のみによって、契約の締結を拒否することはできない。
- エ. 応募旅行者数が募集予定数に達したとき、旅行業者は、契約の締結に応じないことがある。

(4) 募集型企画旅行契約の部「契約の成立時期」「契約書面の交付」に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- ア. 契約は、通信契約の場合を除き、旅行者が提出した所定の申込書を旅行業者が受理した時に成立する。
- イ. 旅行業者は、契約の成立後速やかに、旅行者に、旅行日程、旅行サービスの内容、旅行代金その他の旅行条件及び旅行業者の責任に関する事項を記載した書面を交付する。
- ウ. 通信契約は、旅行業者が発した契約の締結を承諾する旨の通知が旅行者に到達した時に成立する。
- エ. 旅行業者が契約により手配し旅程を管理する義務を負う旅行サービスの範囲は、契約書面に記載するところによる。

(5) 募集型企画旅行契約の部「契約内容の変更」「旅行代金の額の変更」に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- ア. 旅行業者は、旅行業者の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施を図るためやむを得ないときは、旅行者にあらかじめ速やかに当該事由が関与し得ないものである理由及び当該事由との因果関係を説明して、旅行日程、旅行サービスの内容その他の契約の内容を変更することがある。ただし、緊急の場合において、やむを得ないときは、変更後に説明する。
- イ. A市からB市への移動に際し、契約書面に記載した航空便の欠航によりB市に移動できず、やむを得ずA市に宿泊することになった場合において、それに伴って旅行の実施に要する費用の増加が生じたとき、旅行業者は、当該変更に係る理由を旅行者に説明し、その増加する費用の範囲内において旅行代金の額を増額することがある。
- ウ. 旅行業者は、運送・宿泊機関等の利用人員により旅行代金が異なる旨を契約書面に記載した場合において、契約の成立後に旅行業者の責に帰すべき事由によらず当該利用人員が変更になったときは、契約書面に記載したところにより旅行代金の額を変更することがある。
- エ. 旅行業者は、旅行を実施するに当たり、利用する宿泊機関について適用を受ける料金が、著しい経済情勢の変化等により、旅行の募集の際に明示した時点の料金に比べて、通常想定される程度を大幅に超えて増額又は減額される場合においては、その増額又は減額される金額の範囲内で旅行代金の額を増加し、又は減少することができる。

(6) 募集型企画旅行契約の部「旅行者の解除権」に関する次の記述から、旅行者が旅行開始前に契約を解除するに当たって、取消料の支払いを要するもののみをすべて選んでいるものはどれか（いずれも取消料の支払いを要する期間内の解除とする。）。

- a. 確定書面に記載されていたA旅館の過剰予約受付により当該旅館に宿泊できなくなったため、契約書面において利用予定の宿泊機関として限定して列挙されていたB旅館に変更になったとき。
- b. 旅行者が足を骨折して入院したため、旅行に参加できなくなったとき。
- c. 確定書面には「A航空 羽田空港～石垣空港間直利用」として記載されていたが、A航空の過剰予約受付により、同じA航空の羽田空港～那覇空港～石垣空港の乗継便に変更になったとき。

ア. a, b イ. a, c ウ. b, c エ. a, b, c

(7) 募集型企画旅行契約の部「旅行業者の解除権等—旅行開始前の解除」に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか（選択肢ウ、以外は、解除に係る旅行者への理由説明を行うものとする。）。

ア. 9月5日を旅行開始日とする宿泊を伴う国内旅行において、参加する旅行者の数が契約書面に記載した最少催行人員に達しなかったことから、旅行業者が当該旅行の契約を解除しようとするときは、旅行者に当該旅行を中止する旨を遅くとも8月22日までに通知する。

イ. 花見を目的とする日帰りの国内旅行において、開花が遅れ当該旅行の目的が成就しないおそれが極めて大きいことから、旅行業者が当該旅行の契約を解除しようとするときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって3日目に当たる日より前までに、当該旅行を中止する旨を旅行者に通知しなければならない。

ウ. 旅行者が契約書面に記載する期日までに旅行代金を支払わないときは、旅行業者は、当該期日の翌日において旅行者が契約を解除したものとし、この場合において、旅行者は、旅行業者に対し、取消料に相当する額の違約料を支払わなければならない。

エ. 通信契約を締結した場合であって、旅行者の有するクレジットカードが無効となり、当該旅行者が旅行代金等に係る債務の一部又は全部を旅行業者が提携するクレジットカード会社のカード会員規約に従って決済できなくなったとき、旅行業者は、当該旅行者との契約を解除することがある。

(8) 募集型企画旅行契約の部「旅行業者の解除権—旅行開始後の解除」に関する次の記述から、正しいもののみをすべて選んでいるものはどれか（いずれも解除に係る旅行者への理由説明は行うものとする。）。

a. 旅行者が必要な介助者の不在により旅行の継続に耐えられないため、旅行開始後に旅行業者が契約の一部を解除したときは、旅行業者と旅行者との間の契約関係は、将来に向かってのみ消滅する。この場合において、旅行者が既に提供を受けた旅行サービスに関する当該旅行業者の債務については、有効な弁済がなされたものとする。

b. 旅行目的地において地震が発生し当該旅行の継続が不可能となり、旅行業者が契約の一部を解除した場合において、旅行業者は、旅行代金のうち旅行者がいまだその提供を受けていない旅行サービスに係る部分に係る金額から、当該旅行サービスに対して取消料、違約料その他の既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用に係る金額を差し引いたものを旅行者に払い戻す。

c. 旅行者が旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員の指示に従わず、団体行動の規律を乱し、当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げるため、旅行業者が契約の一部を解除した場合において、旅行業者は、旅行代金のうち旅行者がいまだその提供を受けていない旅行サービスに係る部分に係る金額を旅行者に対し払い戻すことを要しない。

ア. a, b イ. a, c ウ. b, c エ. a, b, c

(9) 募集型企画旅行契約の部「旅行代金の払戻し」に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか（選択肢ア、イ、ウ、は、通信契約でないものとする。）。

- ア. 旅行業者の関与し得ない事由により、旅行開始前に契約内容を変更した場合において、旅行代金を減額したとき、旅行業者は、契約内容の変更が発生した日から起算して 30 日以内に旅行者に対し当該金額を払い戻さなければならない。
- イ. 官公署の命令により、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となったため、旅行開始前に、旅行業者が契約を解除した場合において、旅行者に対し払い戻すべき金額が生じたときは、旅行業者は、解除の翌日から起算して 7 日以内に旅行者に旅行代金を払い戻す。
- ウ. 旅行開始後、旅行地において集中豪雨が発生して旅行の継続が不可能となったため、旅行業者が契約内容を変更して旅行日程を短縮したことにより、旅行代金が減額された場合において、旅行者に対し払い戻すべき金額が生じたときは、旅行業者は、契約書面に記載した旅行終了日の翌日から起算して 30 日以内に当該減額した金額を旅行者に払い戻す。
- エ. 旅行業者は、旅行者と通信契約を締結した場合であって、旅行者の都合により当該通信契約が解除された場合において、旅行者に対し払い戻すべき金額が生じたときは、当該旅行業者が提携するクレジットカード会社のカード会員規約に従って、当該旅行者に当該金額を払い戻す。

(10) 募集型企画旅行契約の部「旅程管理」「旅行業者の指示」「添乗員等の業務」に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- ア. 旅行者は、旅行開始後旅行終了までの間において、団体で行動するときは、旅行を安全かつ円滑に実施するための旅行業者の指示に従わなければならない。
- イ. 添乗員その他の者が旅程管理業務その他旅行に付随して旅行業者が必要と認める業務に従事する時間帯は、原則として 8 時から 20 時までとする。
- ウ. 旅行業者は、参加者が 30 人以上の当該旅行業者が企画・実施するすべての募集型企画旅行に添乗員その他の者を同行させて旅程管理業務その他当該募集型企画旅行に付随して旅行業者が必要と認める業務の全部又は一部を行わせなければならない。
- エ. 旅行業者は、旅程管理の措置を講じたにもかかわらず、契約内容を変更せざるを得ないときは、代替サービスの手配を行う。この際、旅行日程を変更するときは、変更後の旅行日程が当初の旅行日程の趣旨にかなうものとなるよう努め、また、旅行サービスの内容を変更するときは、変更後の旅行サービスが当初の旅行サービスと同様のものとなるよう努めること等、契約内容の変更を最小限にとどめるよう努力する。

(11) 募集型企画旅行契約の部「旅行業者の責任」に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- ア. 旅行業者は、契約の履行に当たって、旅行業者の故意又は過失により旅行者に損害（手荷物について生じた損害を除く。）を与えたときは、損害発生の日から起算して 2 年以内に当該旅行業者に対して通知があったときに限り、その損害を賠償する責に任じる。
- イ. 旅行者が自由行動中に被った損害については、旅行業者の故意又は過失によるものであっても、当該旅行業者はその損害を賠償する責任を負わない。
- ウ. 旅行者が旅行業者又は手配代行者の関与し得ない事由により損害を被ったときは、旅行業者又は手配代行者の故意又は過失による場合を除き、旅行業者は、その損害を賠償する責任を負わない。
- エ. 旅行業者は、旅行業者の過失により旅行者の手荷物に損害を与えたときは、国内旅行にあっては損害発生の日から起算して 14 日以内に旅行業者に対して通知があったときに限り、旅行者 1 名につき 15 万円を限度（旅行業者に故意又は重大な過失がある場合を除く。）として賠償する。

(12) 募集型企画旅行契約の部「旅行者の責任」に関する次の記述から、誤っているもののみをすべて選んでいるものはどれか。

- a. 旅行者の故意又は過失により旅行業者が損害を被ったときは、当該旅行者は、旅行業者に対し支払った旅行代金の額を限度として損害を賠償しなければならない。
- b. 旅行者は、契約を締結するに際しては、旅行業者から提供された情報を活用し、旅行者の権利義務その他の契約の内容について理解するよう努めなければならない。
- c. 旅行者は、旅行開始後において、契約書面に記載された旅行サービスを円滑に受領するため、万が一契約書面と異なる旅行サービスが提供されたと認識したときは、旅行終了後速やかにその旨を旅行業者に申し出なければならない。

ア. a, b イ. a, c ウ. b, c エ. a, b, c

(13) 受注型企画旅行契約の部に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- ア. 旅行業者は、旅行者の求めにより契約内容を変更した結果、旅行の実施に要する費用の増加が生じる場合には、当該費用の増加が運送・宿泊機関等が旅行サービスの提供を行っているにもかかわらず、運送・宿泊機関等の座席、部屋その他の諸設備の不足が発生したことによる場合を除き、当該変更のため旅行者が提供を受けなかった旅行サービスに対して支払った取消料、違約料等を含め、当該契約内容の変更の際にその費用の増加の範囲内において旅行代金を増額することがある。
- イ. 企画書面に記載された企画の内容に関し、旅行業者に通信契約の申込みをしようとする旅行者は、会員番号その他の事項を旅行業者に通知しなければならない。
- ウ. 「受注型企画旅行」とは、旅行業者が、旅行者からの依頼により、旅行の目的地及び日程、旅行者が提供を受けることができる運送又は宿泊のサービスの内容並びに旅行者が旅行業者に支払うべき旅行代金の額を定めた旅行に関する計画を作成し、これにより実施する旅行をいう。
- エ. 旅行業者は、国内旅行において、企画書面に旅行代金の内訳として企画料金の金額を明示した場合は、当該金額を契約書面に記載していなくても、旅行者が旅行開始日の前日から起算してさかのぼって30日目に当たる日に契約を解除したときは、当該企画料金に相当する金額の取消料を収受することができる。

(14) 募集型企画旅行契約の部及び受注型企画旅行契約の部「旅程保証」に関する次の記述から、正しいもののみをすべて選んでいるものはどれか（いずれも変更補償金を支払う場合に、その額は約款が定める支払いが必要な最低額を上回っているものとする。）。

- a. 旅行業者は、約款に定める契約内容の重要な変更が生じた場合において、変更補償金を支払うこととなったときは、旅行終了日の翌日から起算して30日以内に当該変更補償金を旅行者に支払う。
- b. 旅行業者は、旅行参加者の生命又は身体确保安全確保のために必要な措置を講じたことにより、約款に定める契約内容の重要な変更が生じた場合は、旅行者に変更補償金を支払う。
- c. 旅行業者は、旅行者に対し変更補償金を支払った後に、当該変更について旅行業者に責任が発生することが明らかになった場合には、当該変更に係る変更補償金に加え損害賠償金を支払う。
- d. 航空会社の過剰予約受付により、確定書面に記載されていた利用予定の航空会社が、契約書面において限定して列挙した他の航空会社に変更となった場合においては、旅行業者は、旅行者に対し所定の変更補償金を支払わなければならない。

ア. a, d イ. b, c ウ. b, c, d エ. a, b, c, d

(15) 募集型企画旅行契約の部「旅程保証」に関する次の記述のうち、変更補償金の支払いを要するものはどれか（いずれも変更補償金を支払う場合に、その額は約款が定める支払いが必要な最低額を上回っているものとする。）。

- ア. 確定書面に利用航空会社として、「A航空 11 時発〇〇便」と記載されていたが、A航空の過剰予約受付により、「A航空 15 時発△△便」となったことから、契約書面に記載した到着後のバスの車窓からの観光ができなかったとき。
- イ. 確定書面に「Aホテルのツインルーム」と記載されていたが、Aホテルの過剰予約受付により客室に不足が生じたため、「Bホテルのスイートルーム」に変更になったとき。
- ウ. 確定書面に「新幹線ひかり号普通車指定席」と記載されていたが、旅行開始後、乗車する列車の車両故障により、後続の「新幹線こだま号グリーン車指定席」へ変更になったとき。
- エ. 確定書面には、「第2日目：A公園を散策」と記載されていたが、実際にはA公園の散策が第3日目に変更となったとき。

(16) 募集型企画旅行契約の部及び受注型企画旅行契約の部「特別補償」「特別補償規程」に関する次の記述から、誤っているもののみをすべて選んでいるものはどれか。

- a. 旅行業者は、その賠償責任が生じる場合に限り、特別補償規程で定めるところにより、旅行者が企画旅行参加中にその生命、身体又は手荷物の上に被った一定の損害について、あらかじめ定める額の補償金及び見舞金を支払う。
- b. 企画旅行に参加した旅行者が旅行終了地たる空港での解散の後、乗車したタクシーの追突事故により身体に傷害を被り、その治療のため 10 日間入院した場合、旅行業者は、当該旅行者に特別補償規程で定める入院見舞金を支払う。
- c. A 社の実施する本邦内の企画旅行に参加した旅行者が、自由行動中に B 社が企画・実施する日帰りの募集型企画旅行に参加し、その参加中にバス事故で死亡したときは、当該旅行者の法定相続人に A 社と B 社から、特別補償規程の定めにより、それぞれ 1,500 万円の死亡補償金が支払われる。
- d. 旅行者が企画旅行参加中、事故により傷害を被り、その直接の結果として、事故の日から 180 日を超えてなお治療を要する状態にあるときは、旅行業者は、事故の日から 181 日目における医師の診断に基づき後遺障害の程度を認定して、特別補償規程で定める後遺障害補償金を支払う。

ア. a, b イ. c, d ウ. a, b, c エ. a, b, c, d

- (17) 募集型企画旅行契約の部及び受注型企画旅行契約の部「特別補償規程」に関する次の記述のうち、入院見舞金又は携帯品損害補償金の支払いの対象となるものはどれか。
- (注1) 旅行業者が入院見舞金の支払いを要する場合において、それ以外に支払うべき補償金等はないものとする。
- (注2) 携帯品損害補償金を支払う場合は、約款に定める支払いが必要な最低額を上回っているものとする。

- ア. 今回の旅行のため新しく買い求めた有名ブランドの旅行カバンに旅行中、外観上多くのキズができてしまったが、カバンとしての機能に支障がないもの
- イ. 旅行者が確定書面に記載された旅行の行程から、あらかじめ旅行業者に離脱及び復帰の予定日時を届け出て離脱した場合において、離脱中のレストランでの食事に起因する細菌性食物中毒による2日間の入院
- ウ. 旅行者が、宿泊した旅館のロビーに置き忘れてなくなったタブレット
- エ. 企画旅行の日程に含まれているスカイダイビングの体験中に発生した事故によって被った傷害の治療のための90日間の入院

- (18) 手配旅行契約の部に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- ア. 旅行業者は、旅行開始前において、運送・宿泊機関等の運賃・料金の改訂、為替相場の変動その他の事由により旅行代金の変動を生じた場合は、当該旅行代金を変更することがある。この場合において、旅行代金の増加又は減少は、旅行業者に帰属する。
- イ. 旅行業者は、旅行契約の成立後速やかに、旅行者に、旅行日程、旅行サービスの内容、旅行代金その他の旅行条件及び旅行業者の責任に関する事項を記載した契約書面を交付する。ただし、旅行業者が手配するすべての旅行サービスについて乗車券類、宿泊券その他の旅行サービスの提供を受ける権利を表示した書面を交付するときは、当該契約書面を交付しないことがある。
- ウ. 「手配旅行契約」とは、旅行業者が旅行者の委託により、旅行者のために代理、媒介又は取次をすること等により旅行者が運送・宿泊機関等の提供する運送、宿泊その他の旅行に関するサービスの提供を受けることができるように、手配することを引き受ける契約をいう。
- エ. 旅行業者が善良な管理者の注意をもって宿泊サービスの手配をしたときは、手配旅行契約に基づく旅行業者の債務の履行は終了し、宿泊サービス提供機関が満員との事由によって契約を締結できなかった場合であっても、旅行業者が手配旅行契約の義務を果たしたときは、旅行者は旅行業者に対し、旅行業者所定の旅行業務取扱料金を支払わなければならない。

- (19) 手配旅行契約の部「団体・グループ手配」に関する次の記述から、正しいもののみをすべて選んでいるものはどれか。

- a. 旅行業者は、特約を結んだ場合を除き、契約責任者は構成者の手配旅行契約の締結に関する一切の代理権を有しているものとみなし、当該団体・グループに係る旅行業務に関する取引は、当該契約責任者との間で行う。
- b. 契約責任者は、旅行業者が定める日までに、構成者の名簿を旅行業者に提出し、又は人数を旅行業者に通知しなければならない。
- c. 旅行業者は、契約責任者が構成者に対して現に負い、又は将来負うことが予測される債務又は義務については、何らの責任を負うものではない。

- ア. a, b イ. a, c ウ. b, c エ. a, b, c

(20) 旅行相談契約の部に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- ア. 旅行業者が作成した旅行の計画に記載した運送・宿泊機関等について、満員等の事由により、運送・宿泊機関等との間で当該機関が提供する運送、宿泊その他の旅行に関するサービスの提供を受ける契約を旅行者が締結できなかったとしても、旅行業者はその責任を負うものではない。
- イ. 旅行業者が、相談に対する旅行業務取扱料金を収受することを約して、旅行者の委託により、旅行地及び運送・宿泊機関等に関する情報提供を行うことを引き受けることは、旅行相談契約の業務のひとつに該当する。
- ウ. 旅行相談契約においては、旅行者の承諾があった場合に限り、契約書面の交付を省略することができる。
- エ. 旅行業者が、旅行者から電話による旅行相談契約の申込みを受け付ける場合、契約は、当該旅行業者が当該契約の締結を承諾した時に成立する。

2. 一般貸切旅客自動車運送事業標準運送約款に関する次の記述のうち、誤っているものを1つ選びなさい。

- ア. ガイド料、有料道路利用料、航送料、駐車料、乗務員の宿泊費等当該運送に関連する費用は、契約責任者の負担とする。
- イ. バス会社は、契約責任者から運送申込書の提出時に所定の運賃及び料金の15%以上の支払いがあったときには、所定の乗車券を発行し、これを契約責任者に交付する。
- ウ. 旅客が車中で泥酔し、他の旅客の迷惑となるおそれがあることから、バス会社がその後の運送の継続を拒絶したときは、バス会社は、当該旅客について当該運送契約に係る運送の全部が終了したものとみなす。
- エ. バス会社は、天災その他当該バス会社の責に帰することができない事由により輸送の安全の確保のため一時的に運行中止その他の措置をしたときは、これによって旅客が受けた損害を賠償する責に任じない。

3. 海上運送法第9条第3項の規定に基づく標準運送約款（フェリーを含む一般旅客定期航路事業に関する標準運送約款）に関する次の記述のうち、誤っているものを1つ選びなさい。

- ア. 自動車航送を行う場合であって、当該自動車の運転者が2等船室以外の船室に乗船しようとするときは、フェリー会社は、当該船室に対応する運賃及び料金の額と2等運賃の額との差額を申し受け、これと引き換えに補充乗船券を発行する。
- イ. フェリー会社は、フェリーの乗船者に疾病が発生した場合など健康が著しく損なわれるおそれがある場合は、予定した船便の発着日時の変更の措置をとることがある。
- ウ. フェリー会社は、旅客が小学校に就学していない小児で、付添人のない者である場合は、当該旅客の運送契約の申込みを拒絶することがある。
- エ. 旅客が疾病により継続して乗船することができなくなった場合において、フェリー会社は、当該旅客の乗船券の未使用区間について、14日間を限度として、その通用期間を延長する取扱いに応じる。

4. 旅客鉄道会社（JR）の旅客営業規則に関する次の記述のうち、誤っているものを1つ選びなさい。

- ア. 旅客は、旅客運賃・料金について2以上の割引条件に該当する場合であっても、同一の乗車券類について、重複して旅客運賃・料金の割引を請求することができない。ただし、学生割引普通乗車券を購入する旅客は、往復割引の普通旅客運賃に対して、学生割引の適用を請求することができる。
- イ. 訪日観光団体に対する鉄道路線を利用した団体乗車券を発売する場合において、普通旅客運賃の割引率は、1割5分である。
- ウ. 団体旅客運賃に係わる無賃扱人員に対しては、旅客運賃に加え、特急・急行料金、乗車整理料金も無料となるが、寝台料金、座席指定料金には適用されず、無料とされない。
- エ. 列車が事故等のため、運行不能になったとき、旅客が旅行を途中で中止する場合は、無料で出発駅に戻ることができる。この場合、途中下車をしていなければ、旅客は、すでに支払った運賃及び料金の全額の払い戻しを請求できる。

5. モデル宿泊約款に関する次の記述のうち、誤っているものを1つ選びなさい。

- ア. ホテル(旅館)は、宿泊契約及びこれに関連する契約の履行に当たり、又はそれらの不履行により宿泊客に損害を与えたときは、その損害を賠償する。ただし、それがホテル(旅館)の責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではない。
- イ. ホテル(旅館)は、宿泊客がチェックインした後に、ホテル(旅館)が定める火災予防上必要な利用規則の禁止事項に従わないため、当該宿泊客との宿泊契約を解除したときは、宿泊客がいまだ提供を受けていない宿泊サービス等の料金は収受しない。
- ウ. ホテル(旅館)が宿泊契約の申し込みを承諾するに当たり、申込金の支払いを求めなかった場合及び申込金の支払期日を指定しなかった場合、ホテル(旅館)は、宿泊客が申込金の支払いを要しないこととする特約に応じたものとして取り扱う。
- エ. 宿泊客がホテル(旅館)の駐車場を利用する場合、車両のキーの寄託の如何にかかわらず、当該ホテル(旅館)は場所を貸すものであって、いかなる場合も車両の管理責任を負わない。

3 国内旅行実務

1. 貸切バスによる運送に関する以下の各設問について、それぞれ選択肢の中から答を1つ選びなさい。

(1) 次の内容で大型車の貸切バス（本設問において、以下「大型バス」という。）とフェリーを利用するとき、契約責任者が負担するこの利用に係る費用の合計額について、資料に基づき正しいものを1つ選びなさい。

(注1) 「一般貸切旅客自動車運送事業標準運送約款」「海上運送法第9条第3項の規定に基づく標準運送約款（フェリーを含む一般旅客定期航路事業に関する標準運送約款）」によるものとする。

(注2) 大型バスの運賃は、「一般貸切旅客自動車運送事業の運賃・料金の変更命令について（平成26年3月26日付 関東運輸局長公示）」によるものとし、運賃の種類は時間・キロ併用制運賃とする。

(注3) この利用に係る大型バスの運賃の割引はないものとする。

(注4) この利用に係る大型バスの料金は考慮しないものとする。

(注5) この利用に係る大型バスの運転者は1名とし、当該運転者はフェリーの2等船室に乗船するものとする。

(注6) この大型バスの乗客はフェリーに乗船しないものとする。

(注7) 消費税の計算は行わないものとする。

<大型バスの利用内容>

- 走行時間は8時間である。
- 走行時間には回送中にフェリーを利用した航送にかかる1時間が含まれている。
- 走行距離は150キロである。

<資 料>

- この大型バスの時間制運賃は1時間あたり5,000円とする。
- この大型バスのキロ制運賃は1キロあたり200円とする。
- このフェリーにおける大型バスの自動車航送運賃は10,000円とする。

ア. 時間制運賃 7時間×5,000円=35,000円……①
キロ制運賃 150キロ×200円=30,000円……②
①+②=

イ. 時間制運賃 9時間×5,000円=45,000円……①
キロ制運賃 150キロ×200円=30,000円……②
①+②=

ウ. 時間制運賃 8時間×5,000円=40,000円……①
キロ制運賃 150キロ×200円=30,000円……②
自動車航送運賃 10,000円……③
①+②+③=

エ. 時間制運賃 10時間×5,000円=50,000円……①
キロ制運賃 150キロ×200円=30,000円……②
自動車航送運賃 10,000円……③
①+②+③=

(2) 次の行程（日帰り）で大型車の貸切バス（本設問において、以下「大型バス」という。）を利用するときの運賃及び料金の合計額に関する次の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

(注1) 大型バスの運賃は、「一般貸切旅客自動車運送事業の運賃・料金の変更命令について（平成26年3月26日付 関東運輸局長公示）」によるものとし、運賃の種類は時間・キロ併用制運賃とする。

(注2) この利用に係る大型バスの運賃の割引はないものとする。

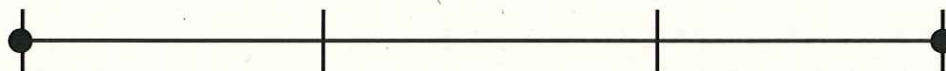
(注3) この大型バスは標準的な装備の大型車とし運転者は1名とする。

(注4) 旅客乗車地及び旅客降車地における旅客の乗降に要する時間はそれぞれ5分とし、その間、大型バスは停車している。

(注5) 消費税の計算は行わないものとする。

<行程>

出庫	旅行出発 (旅客乗車地)	旅行終着 (旅客降車地)	帰庫
5:00	5:15 出発	9:40 到着	9:55



	回送区間（出庫から 旅客乗車地まで）	旅客が実際に 乗車する区間	回送区間（旅客降車 地から帰庫まで）
時間	10分	4時間25分（265分）	10分
距離	2キロ	70キロ	2キロ

- ア. 4時間分の時間制運賃、70キロ分のキロ制運賃、1時間分の深夜早朝運行料金の合計額となる。
- イ. 4時間分の時間制運賃、70キロ分のキロ制運賃、2時間分の深夜早朝運行料金の合計額となる。
- ウ. 7時間分の時間制運賃、80キロ分のキロ制運賃、1時間分の深夜早朝運行料金の合計額となる。
- エ. 7時間分の時間制運賃、80キロ分のキロ制運賃、2時間分の深夜早朝運行料金の合計額となる。

(3) 貸切バスによる運送に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

(注1) 「一般貸切旅客自動車運送事業の運賃・料金の変更命令について（平成26年3月26日付 関東運輸局長公示）」によるものとする。

(注2) 選択肢イ. は、消費税の計算は行わないものとする。

- ア. 運賃は、車種別に計算した金額の最高額及び最低額の範囲内とすることとし、かつ、営業所の所在する出発地の運賃を基礎として計算することが、貸切バス運賃計算の基本として定められている。
- イ. 所定の方法により計算された運賃が下限額である80,000円の貸切バスを、学校教育法による高等学校に通学する者の団体が利用する場合であっても、運賃は80,000円となる。
- ウ. バス会社は、標準的な装備を超える特殊な設備を有する車両については、運賃の5割以内の特殊車両割増料金を適用することができる。
- エ. バス会社は、走行時間が1時間50分の場合は、走行時間を2時間として時間制運賃を計算する。

(4) 「配車日時が9月30日の午前11時、所定の方法により計算された貸切バス1台あたりの運賃及び料金の合計額が100,000円の貸切バス」の運送契約について、違約料に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

(注1) 「一般貸切旅客自動車運送事業標準運送約款」によるものとする。

(注2) 「運送契約の解除」及び「配車車両数の減少を伴う運送契約の内容の変更」は、契約責任者の都合によるものとする。

(注3) 選択肢ウ、エ、の契約責任者からの運送契約の内容の変更について、バス会社はその変更を承諾したものとす。

(注4) 消費税の計算は行わないものとする。

ア. この運送契約による貸切バスの配車車両数が2台であるとき、9月10日(配車日の20日前)に運送契約を解除したときの違約料は不要である。

イ. この運送契約による貸切バスの配車車両数が1台であるとき、9月29日(配車日の前日)の午前9時にこの1台の運送契約を解除したときの違約料は30,000円である。

ウ. この運送契約による貸切バスの配車車両数が3台であるとき、9月20日(配車日の10日前)に2台の車両の減少を伴う運送契約の内容を変更したときの違約料は、減少した2台分の40,000円である。

エ. この運送契約による貸切バスの配車車両数が6台であるとき、9月30日(配車日)の午前9時に1台の車両の減少を伴う運送契約の内容を変更したときの違約料は、減少した1台分の50,000円である。

2. 旅客鉄道会社(JR)に関する以下の各設問について、それぞれ選択肢の中から答を1つ選びなさい。

(1) 乗継割引に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

(注1) 乗車に必要な乗車券類は、いずれも最初の列車の乗車前に全て同時に購入するものとする。




(注2) それぞれの列車の乗車区間内において途中下車はしないものとする。

(注3) 選択肢イ、に記載する金額は、記載の利用座席における大人の特急料金の額を示している。



(注4) 選択肢ウ、の乗車日は2日にまたがり、選択肢ア、イ、エの乗車日は1日とする。

ア. 特急「しらゆき」のJR信越本線(直江津駅～東三条駅)区間で特急料金に乗継割引が適用される。

(注) 上越妙高駅～直江津駅区間は「えちごトキめき鉄道」

富山駅  上越妙高駅  (直江津駅)  東三条駅
新幹線「はくたか」 特急「しらゆき」



イ. 特急「北斗」の特急料金に乗継割引が適用される。

旭川駅  札幌駅  新函館北斗駅
特急「ライラック」 特急「北斗」
<普通車指定席利用> <普通車指定席利用>
2,360円 3,170円

ウ. 特急「かもめ」のグリーン料金に乗継割引が適用される。




(1日目) 諫早駅  新鳥栖駅

特急「かもめ」
<グリーン車指定席>

(2日目) 新鳥栖駅  博多駅  岡山駅

新幹線「つばめ」 新幹線「のぞみ」
<普通車自由席> <グリーン車指定席>

エ. 特急「あずさ」の特急料金に乗継割引が適用される。

三島駅  東京駅  新宿駅  上諏訪駅
新幹線「ひかり」 在来線普通列車 特急「あずさ」

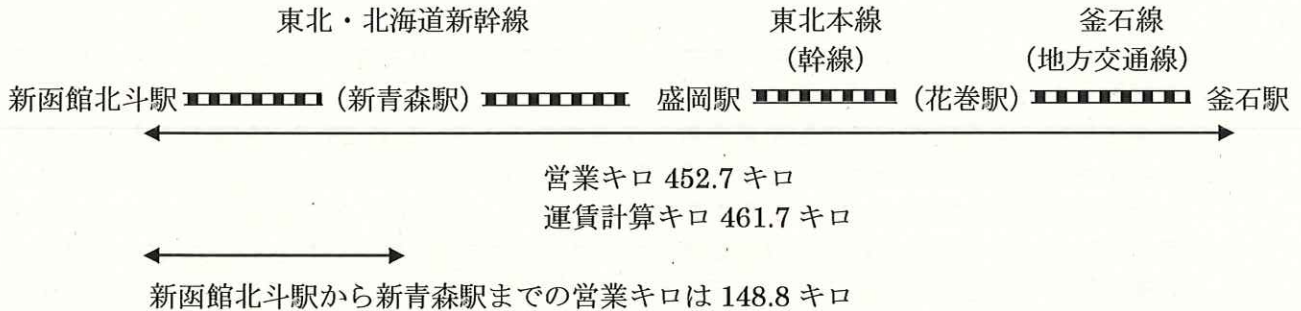
(2) 次の経路による行程で旅客が乗車する場合について、各設問に該当する答を、それぞれの選択肢の中から1つ選びなさい。

(注1) 乗車に必要な乗車券は、それぞれ最初の列車の乗車前に、途中下車しないものとして購入するものとする。

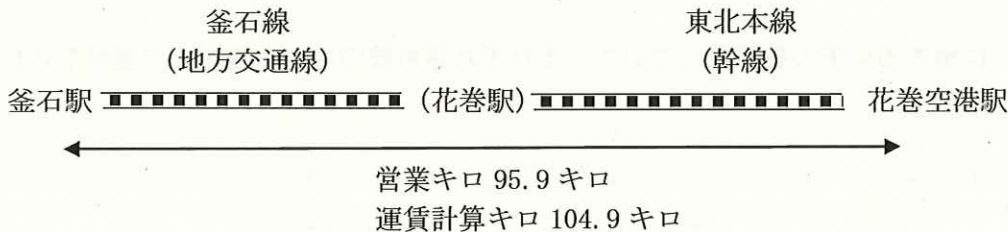
(注2) 6月1日の行程におけるJR北海道とJR東日本の境界駅は新青森駅である。

<行程>

6月1日(火)



6月3日(木)



① 6月1日の行程において、大人1人が乗車するとき、普通旅客運賃の計算に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

- ア. 運賃は、「452.7キロ」の距離による基準額に、「148.8キロ」の距離による加算額を合計した額となる。
- イ. 運賃は、「461.7キロ」の距離による基準額に、「148.8キロ」の距離による加算額を合計した額となる。
- ウ. 運賃は、「452.7キロ」の距離による額となる。
- エ. 運賃は、「461.7キロ」の距離による額となる。

② 6月3日の行程における普通乗車券に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

- ア. 普通乗車券を所持する旅客が、旅客の都合により遠野駅で旅行を中止し、当該普通乗車券の有効期間内に、当該普通乗車券を遠野駅に差し出して既に支払った旅客運賃の払いもどしの請求をした場合、既に支払った旅客運賃から釜石駅と遠野駅の区間の普通旅客運賃と払いもどしの手数料を差し引いた残額が払いもどされる。
- イ. 普通乗車券を所持する旅客が、旅客の都合により遠野駅で途中下車した場合であっても、当該普通乗車券を使用して遠野駅から花巻空港駅まで乗車することができる。
- ウ. 指定学校の学生が、「学生・生徒旅客運賃割引証」を提示して普通乗車券を購入するときは、大人普通旅客運賃が2割引になる。
- エ. 普通乗車券の有効期間は1日である。

(3) 無割引の大人1人が6月30日に新横浜駅から東京駅まで新幹線の自由席に乗車するときに必要な次のJR券に関する記述のうち、誤っているものを1つ選びなさい。

(注1) このJR券の購入、変更、払いもどしは、JRの駅で指定券を発売している時間内に行うものとする。

(注2) このJR券の変更、払いもどしは使用開始前で有効期間内に行うものとする。

(注3) 本設問における変更、払いもどしは旅客の都合によるものとする。

(注4) 新横浜駅から東京駅までの東海道新幹線を経路とする片道の営業キロは28.8キロである。

乗車券・新幹線特定特急券 * * * * *	
■■■■■	
新 横 浜 → 東 京	
乗車券 × × × × × ・ 自由席券 × × × × ×	
¥1,380 内訳：乗510・特870	
乗車券は下車前途無効 自由席車にお乗りください	
見 本	
2021. × × . × × ×	

ア. このJR券の発売日は6月30日のみである。

イ. この特定特急券は、1回に限って指定席特急券に手数料なしで変更することができる。

ウ. このJR券を6月30日に払いもどすとき、所定の払いもどしの手数料が差し引かれ940円が払いもどされる。

エ. この特定特急券は6月30日のみ有効である。

(4) 旅客鉄道会社（JR）に関する次の記述のうち、誤っているものを1つ選びなさい。

(注) 選択肢イ. について、名古屋駅から京都駅までの東海道新幹線を経路とする片道の営業キロは147.6キロである。

ア. 特急「成田エクスプレス」の指定席特急券を所持する旅客が、旅客の都合により指定の列車に乗り遅れたとき、当該指定された列車の乗車日と同じ日であれば後続の特急「成田エクスプレス」を立席又は普通車の空席がある場合は空席を利用することができる。

イ. 金山駅（名古屋市内の駅）を発駅とし、東海道本線、東海道新幹線、山陰本線を乗り継いで花園駅（京都市内の駅）を着駅とするときの運賃は、金山駅から花園駅までの営業キロを用いて計算する。

ウ. 大人に同伴された5歳の幼児が、快速列車の指定席を1人で利用するとき、小児の運賃のみを収受し、小児の指定席料金は収受しない。

エ. 東海道・山陽・九州新幹線の一部の列車について、タテ・ヨコ・高さの合計が160センチメートルを超え250センチメートル以内の物品（一部を除く。）を車内に持ち込む場合、特大荷物スペースとセットで発売する座席の指定券を当該列車に乗車する前に購入したときは、追加の料金は不要である。

3. 宿泊に関する次の記述のうち、資料に基づき、正しいものを1つ選びなさい。

(注1) モデル宿泊約款によるものとする。

(注2) 選択肢ア. は、宿泊客に違約金の支払義務がある宿泊契約とする。

(注3) 選択肢イ. は、宿泊契約が成立したとき、宿泊施設は指定期日までに申込金の支払いを宿泊客に求めるものとする。

(注4) 選択肢ウ. は、サービス料及び消費税の計算を行わないものとする。

(注5) 選択肢エ. は、追加料金は発生しないものとする。

〈資料〉

この設問における宿泊施設は、以下のとおりに定めている。

● ホテルの場合

基本宿泊料：シングルルーム（定員1名）1室あたり10,000円

サービス料：10%

● 旅館の場合

基本宿泊料：大人1人あたり1泊2食付10,000円

サービス料：10%

消費税：10%

ア. このホテルの違約金は、基本宿泊料とサービス料を合算した11,000円に対して計算する。

イ. このホテルのシングルルームの宿泊期間を3日とする宿泊契約が宿泊客との間で成立したとき、このホテルは申込金を30,000円とすることができる。

ウ. この旅館において、子供用食事と寝具の提供を受けたときの子供料金は、7,000円である。

エ. この旅館に大人1人が1泊するとき、この宿泊客が支払うべき宿泊料金等の総額は11,000円である。

〈以上〉